

標準開示フォーマット（任意団体用）

報告年月日 平成25年 3年 1日

報告者氏名 狩野 宏

当該法人における役職

1. 組織情報

- 団体名称 になんの森林資源を育てる会議
- 主たる事務所の所在地 鳥取県日南町下石見1843-1
- 従たる事務所の所在地 鳥取県日野郡日南町生山423-2
- 代表者氏名 会長 矢田 治美

■ 設立年月日 平成23年 4年23日

■ 団体の目的
この会議は、地域の主産業である森林・林業、木材産業を一層発展させるため、施業団地の高効率化を進めるための研究を深め、地域に合った信託制度等を構築し、モデル的に実施運営することを目的とする。

事業活動の概要
(400字以内)

- ・「林地集約化研究会」の運営（島根大学教授を座長）
平成23年度に実施した研究成果に検証を加え、実務的な解決手法を研究整理し、地域に合致した制度として、充実を図る。
- ・になん森林通信による情報発信（毎月発行）
不在村森林所有者（約230名）に対して、森林を取り巻く情勢等とともに、故郷の森林への想いを高めるための各種情報（日南の森林（もり）だより）の発信を行う。
- ・聞き取り調査及び具体的協議のための情報データの整理
になん森林通信にアンケートを同封し、経営意欲低く今後の山林管理について話し合うことを了承された方を対象として聞き取りし、その中から今後の山林管理についての具体的協議を進める。
情報データは個人情報であり、当人の了解を前提に森林組合に調査業務の依頼する。
- ・森林作業体験事業・森林学習等への参加呼びかけ
不在村森林所有者に対して、植林や間伐作業などの森林作業体験を通じ、故郷の森林に実地に触れていただくとともに、各種の木材加工製造事業所を見学し、希望ある「故郷の森林」を確認していただく。

■ 公開用電話番号 0859-82-1788

■ ファクス 050-5205-5371

■ ホームページ <http://www.chukai.ne.jp/~npo-forest-a-j/>

■ メールアドレス npo-forest-a-j@sea.chukai.ne.jp

■ 常勤職員数 0人

■ 定款等の添付

定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	収支計算書
平成24年度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

http://www.chukai.ne.jp/~npo-forest-a-j/

2. 財務情報

■ 事業年度（直近の決算）

平成23年度（平成23年 4月23日～平成24年 3月31日）

■ 損益計算書（収支計算書）

	新しい公共事業		合計
経常収益計	1,400,000		1,400,000
財産運用収入			
会費・入会金収入			
事業収入			
補助金等収入	1,400,000		1,400,000
経常費用計	1,400,000		1,400,000
事業費合計	1,400,000		1,400,000
管理費合計			
当期経常増減額	0		

■ 貸借対照表

平成24年 3月31日現在

I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産	0	1. 流動負債	0
2. 固定資産	0	2. 固定負債	0
		負債合計	0
		III 正味財産の部	
資産合計	0	正味財産合計	0
		負債及び正味財産合計	0

■ 準拠している会計基準

NPO法人会計基準

公益法人会計基準

なし

その他（その会計基準名）……………

社会福祉法人会計基準

企業会計基準

■ 財産目録

平成24年3月31日現在

財産目録	
科目・摘要	金額
I 資産の部	
1 流動資産	0
流動資産合計	0
2 固定資産	0
固定資産合計	0
資産合計	0
II 負債の部	
1 流動負債	0
流動負債合計	0
2 固定負債	0
長期借入金	0
固定負債合計	0
負債合計	0
正味財産	0
未払金明細	未収入金
合計 0	0

3. 規約

にちなんの森林資源を育てる会議規約

第1条 (名称)

この会議は、「にちなんの森林を育てる会議」と称する

第2条 (事務所)

この会議の主たる事務所は、NPO 法人フォレストアカデミージャパンに置く。

第3条 (目的)

この会議は、地域の主産業である森林・林業、木材産業を一層発展させるため、施業団地の高効率化を進めるための研究を深め、地域に合った信託制度等を構築し、モデル的に実施運営することを目的とする。

第4条 (事業)

この会議は、前条の目的を推進するため次の事業を行う。

- 1 林地集約化研究会の運営
- 2 不在村森林所有者等に対し、森林林業に関する情報を発信
- 3 一般住民、不在村森林所有者等に対し森林作業体験事業実施
- 4 不在村森林所有者等との密接な連携のためのシステム構築
- 5 その他目的推進のための事業

第5条 (構成員等)

この会議の構成員は次の通りとする

- 1 NPO 法人 フォレストアカデミージャパン
- 2 日南町森林組合
- 3 日南町木材生産事業協同組合
- 4 日南町
- 5 (株)オロチ

第6条 (役員の数および選任等)

この会議に次の通り役員を置き、総会において選任する

- | | |
|-------|----|
| 一、会長 | 1名 |
| 二、副会長 | 1名 |
| 三、監事 | 1名 |

第7条 (役員の仕事)

役員は誠意をもって次の職務を行う

- 1 会長はこの会議を代表するとともに、会務を総理する
なお、総会に当たっては議長となる
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理し会長が欠けたときはその職務を行う
- 3 監事は次の各号に掲げる業務を行う

- 一、この会議の業務執行および会計の状況を監査すること
 - 二、前号において不正な事実を発見した時は、これを総会に報告すること
 - 三、前号の報告をするために必要あるときは、総会を招集すること
- 4 会長、副会長、監事は相互に兼ねることはできない

第8条 (役員任期)

役員任期は2年とし、再任を妨げない
補欠または増員による任期は前任者または現在の残任期間とする

第9条 (任期満了または辞任の場合)

役員は、その任期が満了し、または辞任により退任しても後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする

第10条 (役員解任)

この会議は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議を経てその役員を解任させることができる

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき

第11条 (役員報酬)

役員は、無報酬とする
役員には、費用を弁償することができる

第12条 (総会)

この会議の総会は、通常総会および臨時総会とする
通常総会は毎年度1回以上開催する
臨時総会は会長が必要と認めたときおよび監事から請求のあった時に開催する
総会は構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない
総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決することによる

第13条 (総会の権能)

総会は次の各号に掲げる事項を審議する

- 1 事業計画および収支予算に関する事
- 2 年度事業報告および収支決算に関する事
- 3 諸規定の制定および改廃に関する事
- 4 事業計画の実施に関する事
- 5 その他この会議の運営に関する重要な事

第14条 (議事録)

総会の議事については議事録を作成しなければならない

第15条 (事務局)

総会の決定にもとづきこの会議の業務を執行するために事務局を置く

事務局は NPO 法人フォレストアカデミージャパンにおいて行い、事務局長は当該団体の副理事長がその職務を行う

第16条 (業務の実施)

業務の実施に当たっては、この規約に定めるところによるほか、次の規定等に準じて行う

- 1 新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン (平成 23 年 2 月内閣府)
- 2 新しい公共支援事業実施要領 (平成 23 年 2 月 16 日内閣府)

第17条 (書類および帳簿)

この会議は、次の書類を、第 2 条に規定する事務所に備え付けておかねばならない

- 1 この会議の規約
- 2 役員等の氏名および住所を記載した書面
- 3 収入および支出に関する証拠書類および帳簿類
- 4 その他規約に定める書類および帳簿

第18条 (会計)

この会議の設立初年度における会計年度は 4 月 23 日にはじまり 3 月 31 日に終わることとし、次年度以降は毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる

第19条 (資金)

この会議の資金は、次のものをもって充てる

- 1 新しい公共支援モデル事業にもとづく支援費
- 2 自己資金
- 3 その他の収入

第20条 (監査)

会長は、事業年度終了後、次の事項について書類を整理し監査を受けなければならない

- 1 年度事業報告書
- 2 収支計算書
- 3 その他関係書類

監事は前項の書類を受領した時はこれを監査し、監査報告書を作成し、会長に報告するとともに、会長はその監査報告を総会に提出し承認を得なければならない

第21条 (報告等)

会長は、第 16 条に掲げるガイドラインおよび実施要領にもとづき関係先に報告しなければならない

第22条 (地位の承継)

この会議を解散した場合には、NPO 法人フォレストアカデミージャパンにその地位を承継するものとする

第23条 (事業終了後等における財産の処分)

この会議が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、新しい公共支援事業の支援者である鳥取県知事に協議し、適正に処理しなければならない

(附則)

この規約は、平成23年 4月23日からその効力を有する